

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同法附則」を「同法」に改める。

第7条（見出しを含む。）及び第8条から第10条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第12条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。